

患者送迎用公用車リース契約書（案）

業務の名称 患者送迎用公用車リース
リース期間 令和7年10月1日から令和12年3月31日まで
リース料 金 円/月
(うち消費税及び地方消費税の額金 円)
契約保証金

福島県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、甲が使用する患者送迎用公用車（以下「車両」という）の有償借上げ（以下「リース業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、患者送迎用公用車リース契約仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書のリース料をもって頭書の履行期間中この契約を確実に履行するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていないもので必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

（車両及び付属品等の所有権）

第2条 甲が借り受ける車両、付属品及び乙から提供された消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理するものとする。

2 甲が車両に対し、乙が提供する付属品及び消耗品以外の部品等を追加装着する場合は、乙の承諾を得て行うものとする。

なお、それら追加装備を装着する場合の経費については甲が負担するものとする。

3 甲は、次に掲げる各号を行ってはならない。ただし、乙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

一 車両の譲渡、転貸、又は本契約に基づく権利の譲渡をすること。

二 乙の承諾を得ないで車両の原状又は自動車検査登録証の記載事項を変更し、若しくは車両の保管場所、使用の本拠地、用途等を変更すること。

（権利又は義務の譲渡禁止）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、本件リース業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（主任担当者の選任とその業務）

第5条 乙は、本契約締結後直ちに、本件リース業務を管理し、及び調整する主任担当者を選任し、その者の氏名及び連絡先を明記した届出書（任意様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の主任担当者の氏名又は連絡先に変更が生じたときは、遅滞なく甲に連絡するとともに、同項に準じた措置として変更届を提出するものとする。

3 主任担当者の業務は、本契約に基づく債務の履行に対し、甲から依頼があったときには、修理工場との間に入り、誠実かつ確実に履行するよう調整するものとする。

（車両の貸与）

第6条 乙は、甲に対し、車両を令和7年9月30日までに貸与するものとする。

(リース業務の完了報告)

第7条 乙は、リース業務を完了したときは、毎月、遅滞なく甲に対してリース業務完了報告書を提出しなければならない。

2 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

3 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内にリース業務について検査を行わなければならない。

(リース料の支払い)

第8条 乙は、前条の規定により実施した検査に合格したときは、書面をもって当該月のリース料の支払いを請求することができる。

2 前項の金額は、頭書の月々のリース料とする。

3 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(公租公課等の変更)

第9条 乙は、本契約期間中に自動車に関する新税の創設や自動車税・自動車重量税・自動車損害賠償責任保険料等が増額され、乙に新たな費用又は増加額を負担する必要がある場合には、これら費用又は増加額を甲に請求することができるものとする。

2 乙は、自動車税・自動車重量税・自動車損害賠償責任保険等が減額され、乙に当該減額分が還付された場合には、当該還付分を甲に返還するものとする。

なお、乙がリース料を返還する場合は、甲が指定する金融機関の口座へ振り込むこととする。

(遅延利息)

第10条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、第8条第3項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、請求金額に対して年2.5%の割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てるものとする。

(履行の遅延)

第11条 乙は、この契約の履行がリース契約期間中に完了しないと認められる場合は、遅滞なくその理由、履行の完了予定日等を書面で甲に申し出るものとする。

(損害賠償)

第12条 本件リース業務において、乙の責に帰する事由により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(処理内容の調査及び報告)

第13条 甲は、必要と認めるときは、乙に対してリース業務の処理内容について調査をし、又は報告を求めることができる。

(契約の変更等)

第14条 甲は、この契約の締結後、乙から借り上げた車両がリース期間中に使用を中止する場合等の事情により、リース業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、リース料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

第15条 甲は、必要がある場合には、乙と協議してリース業務の内容を変更し、又はリ

リース業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、協議してこの契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責めに帰すべき理由により、リース業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙がこの契約に違反したとき。

三 前各号に掲げるもののほか、乙のリース業務の履行状況が著しく不相当であると認められるとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙がイからホまでのいずれかに該当する者をその他の契約の相手方とした場合（ヘに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合、甲は、乙に対してリース料を払わず、又これに関する一切の責めを負わないものとする。

(談合による損害賠償)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる

行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第1.5号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（車両の滅失・毀損）

第18条 乙が車両を貸与している期間に、盗難、火災、風水害、地震等で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により生じた車両の滅失、毀損その他いっさいの危険は、甲の負担とする。

なお、車両が修復不能となったときは、甲乙協議の上、甲は乙に対して損害賠償金を支払うものとする。

2 前項の支払をもって、本契約を解除するものとする。

3 甲の業務遂行に起因して発生した交通事故により車両の滅失及び毀損があった場合には、甲及び乙は次の各号の定めに従い処理するものとする。

一 車両の修復が可能な場合には、修復内容等について甲乙協議の上、乙は車両を修繕し、貸与するものとする。

なお、甲は乙が負担した修繕費用のうち乙に支払われる保険金を除く費用を乙に支払う。

二 車両が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲乙協議の上、甲は乙に支払われる保険金を除く乙の損害費用を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第20条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して解決、定めるものとする。

（紛争の解決方法）

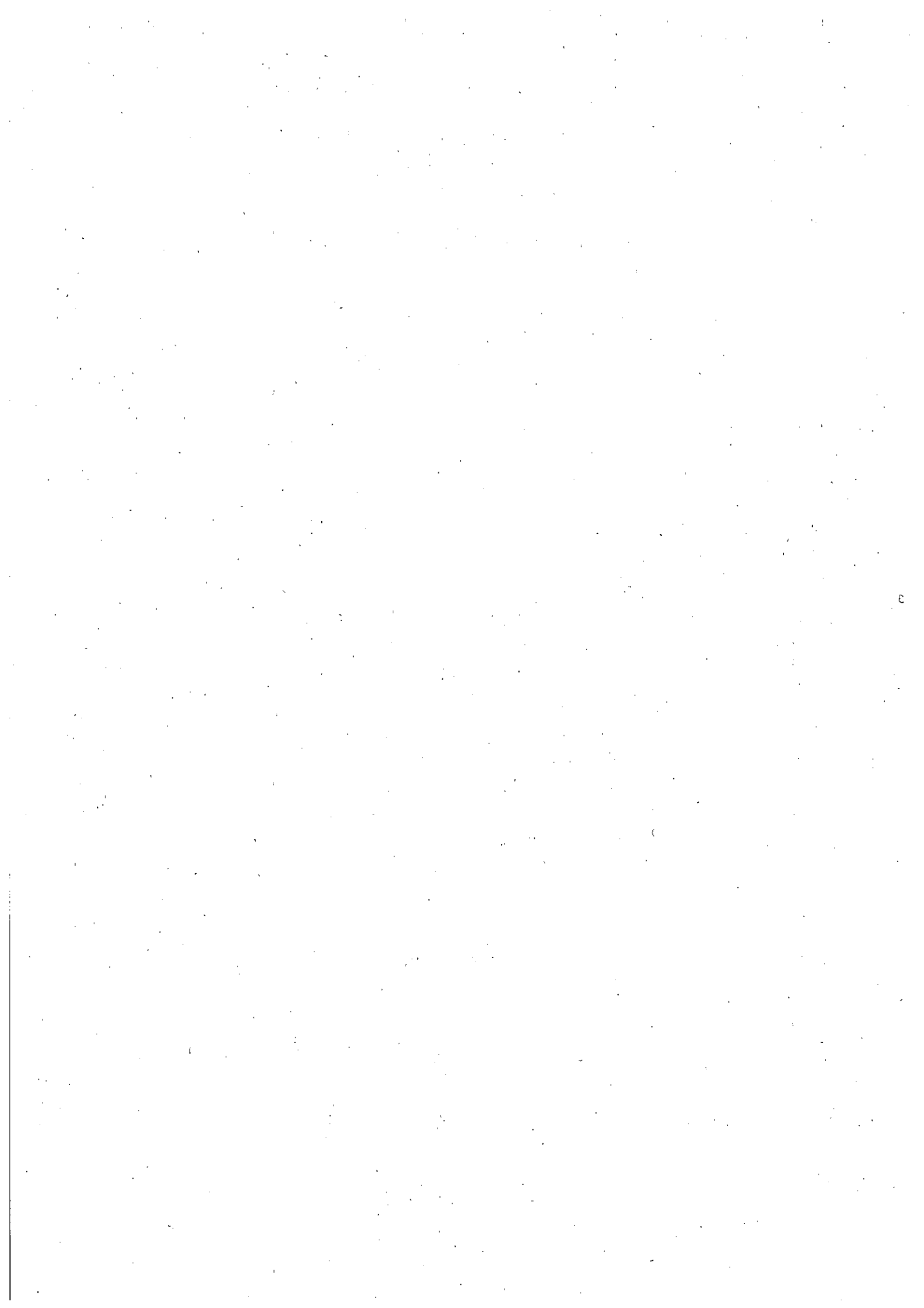
第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150
福島県立宮下病院 院長 横山 秀二

乙



患者送迎用公用車リース契約仕様

1 借入期間

令和7年10月1日～令和12年3月31日（54ヶ月）

2 車種及び数量

普通乗用車 1台

- ・初度登録が令和4年度以降であること。
- ・走行距離が30,000km以下であること。
- ・新車、中古車を問わないが、借入期間を安全に使用可能な車両を納入すること。

3 リース車両の仕様

想定品：トヨタ ハイエースコンピューターGL TRH228B-LETNK

仕様項目	仕様内容
車体	4ドア、乗車定員14名
ボディカラー	ライトイエロー系統
総排気量	2,700cc程度
駆動方式	4WDであること
トランスミッション	ATまたはCVTであること
【主要装備】	次の点を備えていること
1 エアコン	
2 エアバッグ（運転席・助手席）	
3 ABS	
4 リアワイパー	
5 サイドバイザー	
6 パワーウィンドウ	
【附属装備】	次の点を備えていること
1 寒冷地仕様	
2 パワースライドドア	
3 スライドステップ	
4 名入れ	病院名3箇所・基本理念1箇所
5 バックモニター	

【付属品】	
1 フロアマット（フロント及びリア）	
2 AM/FMラジオ	

※付属品は全て装着させ、使用可能な状態で納車すること。

4 納車場所及び納車期限

(1) 納車場所

福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150 福島県立宮下病院

(2) 納車期限

令和7年9月30日（火）まで

納品が間に合わない場合は代車を用意すること。

5 月走行予定距離：約2,500km

当初契約距離固定方式（距離の増減による精算は行わない）

6 リース契約の範囲

(1) 車両購入

車両購入、附属装備

(2) 車両購入諸費

自動車税、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険料、登録諸費用

リサイクル費用

(3) 車検・法定点検・一般修理

① 車検費用

車検基本料、車検諸費用、自動車重量税・自賠責保険料

引取・・・休日（土曜・日曜・祝日）前日の午後3時以降又は休日（土曜・日曜・祝日）

納車・・・休日（土曜・日曜・祝日）

※代車は不要

② 法定点検

法定点検料

引取・・・休日（土曜・日曜・祝日）前日の午後3時以降又は休日（土曜・日曜・祝日）

納車・・・休日（土曜・日曜・祝日）

※代車は不要

③ 一般整備・一般修理：必要時

車両を常時正常な運転状態又は十分な機能が働く状態にするための予防整備。
なお、それらの作業に生ずる消耗及び摩耗部品代もリース料に含む。

一般修理等費用

引取・・・休日（土曜・日曜・祝日）前日の午後3時以降又は休日（土曜・
日曜・祝日）

納車・・・休日（土曜・日曜・祝日）

※代車は不要

④ エンジンオイルの交換

乙の定める点検基準により行うこととし、使用するエンジンオイルは、車両
に適合するオイルを使用することとする。

⑤ オイルエレメントの交換

乙の定める点検基準により行うこと。

⑥ 消耗品の交換

ウインドウワッシャー液、不凍液、電球類の交換・補充を行うこと。

⑦ エアコンディショナーの修理

エアコンディショナーの修理及びガスチャージ（交換・補充）を行うこと。

(4) 年間経費

リース期間中の自動車税

(5) リース契約に含まれない項目

① 任意保険

② 事故修理

③ タイヤ交換、バッテリー交換

④ ロードメンテナンス費用（JAF等）

